

令和 8 年第 4 回平群町議会

定例会会議録（第 4 号）

招 集 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 7 日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	6 月 1 7 日 午 前 9 時 1 分 宣 告 （ 第 4 日 ）		
出 席 議 員	1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二 3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一 5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子 7 番 植 田 い ず み 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 1 番 森 田 勝 1 2 番 馬 本 隆 夫		
欠 席 議 員	9 番 井 戸 太 郎		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 理 事 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 住 民 生 活 課 長 福 祉 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 都 市 建 設 課 参 事 西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 上 田 薫 寺 口 浩 代 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 竹 吉 一 人 酒 井 智 志 浦 井 久 嘉 福 井 伸 幸 勝 山 修 志 浅 井 実 千 代 西 岡 亨 西 岡 直 美 島 野 千 洋		
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 任 浅 井 利 育 北 川 美 奈 子 川 原 千 幸		
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。		

令和 8 年 第 4 回 （ 6 月 ）

平群町議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 8 年 6 月 1 7 日（水）

午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	2 番	須藤 啓二	1 メガソーラー危険性の放置是正を
7	4 番	長良 俊一	1 新年度のスタートから2ヶ月 2 小・中学校の学校運営協議会について 3 財政について
8	6 番	稲月 敏子	1 商業施設の障害者優先駐車場について 2 選挙の投票率向上・参政権の保証のために 3 末永く美しい桜の花が鑑賞できるように
9	3 番	岩崎 真滋	1 広域行政について 2 窓口対応時間の短縮について 3 補聴器の購入費補助について

再 開 （午前 9 時 0 1 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

井戸議員より、体調不良のため本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は 11 名で定足数に達しておりますので、これより令和 8 年平群町議会第 4 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

続きまして

日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は 9 名の議員から提出されており、昨日に 5 名の議員の一般質問が終わっております。本日は 4 名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号 6 番、議席番号 2 番、須藤議員の質問を許可いたします。須藤議員。

○ 2 番

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さん、朝早くから御苦労さまでございます。

質問の前に先立ちまして、一言だけちょっと御報告といえますか、あります。

明日、大阪高等裁判所で、奈良県からの林地開発許可の取消しを求めた裁判の判決がございます。どうなるのかは全く予断ができない状態でございます。

今日はそのことを抜きに、関係なく、メガソーラーに関しての安全の問題について質問をしたいと思います。

失礼ですが、御手元のほうにですね、ちょっとこの質問書というんですか、こっちのほうではちょっと白黒なので分かりにくいところがありますので、私のほうでカラー版で印刷したのがありますので、こちらのほうも御参考に見てやってください。

それでは質問を行います。

1、メガソーラー危険性の放置是正をということで、項目は第 1 点目、協栄ソーラー社は、二度と土砂流出事故は起こしませんと約束しながら、本年 4 月 10 日にメガソーラー開発地から 3 度目の土砂流出事故を起こしました。写真

1はそのときの様子です。

御手元の資料の一番最後に、写真だけすみません、まとめてつけてます。その写真1でございます。

今回の事故は、写真1のとおり、土砂で交通規制が必要な状況でしたが、現場責任者によると、道路横断の排水管が土砂で詰まったため、道路にあふれたものと説明しています。防災施設である3号調整池は使われていましたが、放流量を制限するためのオリフィス板、四角い板です。3号調整池の場合は、十二、三センチ、この程度の穴が開いてまして、そこに、小学校7校、8校分ぐらいですか、六、七校分ぐらいの面積から出てくる水をこの板から制限して下流に流すと、そんなふうになっています。

事故の原因について、協栄ソーラー社は、仮設の盛土で重機の作業場を作っていたので、転圧もできていないため、少しの雨で崩れたと説明をしました。転圧もしない土が流れ出すのは当然ながら当たり前のことでございます。

2、直接の原因は工場の仮設盛土の崩落と言っていますが、根本的な問題があることが判明しました。本来、大釜川に流さなければならない区域、図-1の青枠、今御手元に配りましたカラーの1ページでございます。

ちょっと分かりにくいですが、とんがった山の形になった部分がございます。この緑のところ、もともとこれ、私が着色してちょっとブルーになってますが、ここは全部緑のエリアで、下に川の線が青色で入っています。これは大釜川なんです、このエリアに流れていくというふうな流域でございます。流域といいますのは、山の峰なんかで区切られた集水域の分かれ目になるわけなんです。ですから、この緑のところというのは全部大釜川に水が流れていくもともとの地形だよということでございます。真ん中のピンクと青の部分が樺台のほうへ、水路へ流れていくエリアということになります。黄色の部分は、もともと櫛原川に流れていくというふうに、三つの大きく分けて水路に流れていくというふうな、これが開発前の状態でした。

そういう中でですね、本来、大釜川に流されなければならない区域、図1の青枠というのは今言ったところですが、その水を樺台水路に流すように変更していたということです。

図2は流域変更の概要です。これもちょっと簡単に御説明させていただきますが、上で青で囲いましたのがもともとの当初の許可内容でした。下の赤で囲いましたのが2024年の変更時の状態です。上を見ていただいたら分かるんですが、当初、2019年11月に許可された内容では、大釜川・樺台水路、二つの小さい水路があります。これ全て櫛原川に流すという計画になっていましたので、櫛原川へ、開発地から34ヘクタール程度のエリアから水は流れる

というふうになっていました。

いろいろありまして、2024年の2月に変更許可がされました。そのときの中身はどうなったかといいますと、これは議会でも全員協議会なんかで町のほうから説明があったと思いますが、櫟原川流域に関しては33.988ヘクタールから元の17.675に近い17.29ヘクタールというふうに、元の開発前の状態に戻されています。椿台のほうはどうかといいますと、もともとゼロだったんですね、全て櫟原川に流すんだと。赤線のとおりなんですね。ですから、椿台水路Aというのが櫟原のバス停のところから流れていくところ、それから、椿台水路Bというのが開発地の下の谷筋から流れていく水路が大釜川ですね。椿台水路に関しては、もともと11.17ヘクタールという広さでした。これが変更許可では18.27に増やされています。大釜川に関しては依然とゼロだというふうになってます。

ですから、当初、全て櫟原川に流すというふうな計画になっていたのが、半分が椿台水路に流されたというふうになっています。これはもう全て設計書等から拾った数字なんで、一部資料で不一致があるようですが、それは置いておきます。

図2は流域変更の概要です。当初の許可では、全ての排水が櫟原川に流されるようになっていました。地元の住民の方の指摘で変更時には元の面積に戻されたのですが、その分を全て椿台水路に切り替えました。椿台水路にはもともと11.17ヘクタールの集水面積だったものを18.27に増やしています。下流水路は川とも呼べない狭い水路であり、そこに開発工事によって雨が集中するようになったのです。倍近い排水が行われれば、水路や排水管があふれるようになるのは当たり前のことです。このような流域変更による排水量の増加は、100年に1回起きるような、災害を起こすようなそういう大雨の際にも最も影響が出てしまいます。災害時に洪水流量が2.4倍にまで増大し、水路があふれる程度だった水が、住民が避難もできないような洪水を引き起こすことになります。下流住民には何も説明されず、上流で何が行われても意見が言えず、黙って辛抱せよということが行われているのです。

椿台住宅地内では、水路の流下能力の5倍の洪水が発生する箇所が出現いたします。県の許可基準では、太陽光施設に関しては特別に稜線の一体性を維持するため、尾根部については原則として残置森林を配置するという基準を設けています。これはどういうことかといいますと、先ほど言いました流域の区分をしている尾根筋ですね、その尾根筋の上に木を残しなさいということです。これは切っては駄目ですよということなんですね。当然ながら木を残しますので、峰そのものを切り取るということではできません。そういう基準が、太陽光

の施設に関して特別に書かれているということです。協栄ソーラー社は、この基準を全く無視して計画し、流域変更を行ったのです。

また、危険な大規模谷埋め盛土も出現しました。このような流域変更はなぜ行われたのか。住民にとって、百害あって一利なしの事業者が利益のためだけで行われていたということです。

もう一つの問題は、流域変更が行われたため、3号・4号調整池からの流出量が大幅に増えて、既存の排水管の能力では安全に雨水を流すことができなくなったという問題です。

フラワーロードに埋設された既存の排水管は、もともとフラワーロードの路面等の排水のために設置されたものであり、流下能力はそれほど大きくありません。ここに広大な面積の太陽光施設の排水を流すため、排水し切れない濁水が道路にあふれているということです。4月10日の土砂流出の際には、600ミリの、60センチですね、埋設管が写真1のように閉塞を起こして土砂が道路にあふれたと工事責任者が発言しています。

5月30日に現地説明会が行われました。道路横断している排水管の流下能力は町の調査で不足しているよということを協栄ソーラー社にたじましたが、図3の令和4年12月実施の平群町の調査結果を知らない、能力検討はしていないと回答しました。排水管を入れ替える等による能力アップは行われていません。

図3は、令和4年に町が実施した調査内容の切取りなんです。3ページ目の資料に書かしていただいています。問題になるのがK-16とK-⑦、一番下のほうの2か所なんです。一番右端の欄に流下能力というのが書かれています。それぞれ0.266、0.267と非常に小さな数字だということになっているのがお分かりだと思います。この中身については、詳しく説明はちょっと省略をいたします。後ほどまた再質問でお聞きすることになると思います。

接続桝も、写真2と3のように、底が開放されているので接続桝の機能を持っていません。この写真は4ページの写真です。真ん中の写真2なんです。大きなパイプが出ているのがお分かりいただけたと思います。4号調整池からの出口の管です。1メートル35センチですから、小学校の中高学年程度の子どもの背丈程度の配管がこうして出ています。

写真3に写したように、この水槽の桝の一番下なんです。側溝とつながってしまってます。底が穴開いてるんですね。ここから600ミリの管に流し込むということになりますので、1,350ミリの水が出てきて、この日は20ミリ程度の雨だったんですが、ちょろちょろ流れてる様子がお分かりいただけたと思います。これは洪水の場合に1,350ミリの管のうち、900ミリ

まで水が上がってしまうという設計になってるんですね。

それが、接続枡が底が穴開いてますので、そのまま接続の600ミリの排水管に流れ込めばいいんですが、底が穴開いてますので流れ込まないと。流すためには圧力が要りますので、それが無いということで、ここでフラワーロードに水があふれてしまうということになっていまして、これはもう以前から事業者のほうには指摘しているところです。

質問書の14ページ、下3行目から読みます。最大時、1秒間に6メートルの速度で排水が噴出します。勢いを弱めること、減勢工といいます、を県の基準で義務づけられているのですが、設置はされていません。

以上まとめまして、以下の点について質問いたします。

①流域変更は、大釜川流域の面積7.1ヘクタール程度である。洪水調整池1か所に相当します。大釜川流域の集水区域を峰の切取りを行ってまで流域変更した理由を協栄ソーラー社に確認して報告してください。

②椿台水路に変更された流域面積は元の面積が11.17ヘクタールであり、約7.1ヘクタールが追加され、18.27ヘクタールになりました。事前に町に相談があったのでしょうか。

③4号調整池の放流配管である600ミリの埋設管について、協栄ソーラー社は流下能力を1秒間に1.128立方メートルですね、平方メートルになってます。ごめんなさい。1.128立方メートルと説明されています。町資料の0.267、先ほど読ませていただいた数字ですが、これでもごめんなさいね、立方メートルで修正願います。二つの数字に大きな乖離があります。流下能力の相違について、なぜ違った数字になっているのでしょうか。この点について、協栄ソーラー社からの協議の申出がありましたか。

④協栄ソーラー社は防災工事を完了しないまま、切土・盛土工事及びパネル設置工事を進めています。事業者に対して、早急に防災工事を完了させ、下流の安全を確認してから次の工事に当たるよう県に指導を求めるべきと考えます。この際、町長が事業者、県に是正を求めるべきではないでしょうか。

以上、御回答よろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

須藤議員のメガソーラー危険性の放置是正をの御質問についてお答えいたします。

1点目の御質問にありましたように、林地開発許可制度の手引きでは、流域を分けている稜線の一体性を維持するため、尾根部分については原則として残

置森林を配置するとなっております。この部分について、県許可の中でどのような取扱いを行ったのかは町としては分かりかねますので、確認はしたいと存じます。

続きまして、２点目の流域変更に関しまして、特に町に相談等はございませんでした。

３点目の４号調整池から放流先である道路横断管につきましては、管口径６００ミリメートルのコンクリート管と、２０メートルほど離れた場所に管口径３５０ミリメートルのコンクリート管がございますが、町で流下能力を調査した時点で、そのときはフラワーロード東側のり面が崩壊しており、下流側水路が大きく破損していたため、念のために両方のコンクリート管の流下能力について検証いたしました。須藤議員がお示しの表は、管口径３５０ミリメートルのコンクリート管の流量を記載したものであり、調査成果品の末尾には６００ミリメートルの管を４号調整池からの放流管であると認め、協栄ソーラー社との河川協議における流量調査結果と相違ないことを記載しており、表の記載が誤解を招くこととなったと考えております。

続きまして、４点目の防災工事関連の御質問でございます。

事業者からは、調整池への流入水路やのり面保護が完了した区域から太陽光パネルの設置工事を進めていくと聞いております。

以上でございます。

○議 長

須藤議員。

○２ 番

流域面積の件なんですがね、何で稜線が切られたか分からないということですね、ちょっと驚きです、実はですね。

これだけ大規模な開発をするに当たって、流域どうするのかというのは非常に大事な問題だというのはお分かりやと思います。そのために、町のほうでも令和４年にですね、内外エンジニアリングだったと思いますが、に委託して調査をされています。その中で、集水面積が幾らか、それから下流の流下能力云々のための調査をされてるんですね。

その中で、椿台も１３－２のほうなんか特に問題なんですが、町の資料で７．４１ヘクタールという数字になってたと思います。元の協栄ソーラーさんのこれ、一番当初の図面だと思いますが、７．１９の数字になっとるんですね。これだけの大きな面積が変更されているのにですね、町の調査で、面積の求積という作業をやってます、内外エンジニアリングさんはですね。図面上で面積を求めるという意味なんですが、それをやりながら大釜川エリアの面積を確認し

ていない。これ入ってないんですね。入ってないことが何で分かるかといいますとね、そのときの調査資料ですね、町の資料なんで、そのまま読ませてもらって、根拠があるんでいいと思いますが、接続されるのはK-7という部分になりまして、集水面積7.41ヘクタールになってるんですね。当然ながら、大釜川エリア、行き先ありませんから、こちらに含めないとおかしな話になるんです。そういう根本的なところで町の調査が間違っていたということは認められますか。これ、質問させてもらいます。

それから、3点目の件に関しては、600ミリじゃなくて350ミリのほうでやっちゃったと。これ、本来おかしいですね。そのときに、何か下が崩壊してた云々とおっしゃいましたけど、それは別に関係ない話でね、600ミリでやってるのは600ミリだと。意地悪な言い方なんですけど、面積もともに拾えていない、管も本来の管でないところを調査したと。もともと、このときの調査というのは、議長が質問してですね、町のほうが調査しようという約束をされた後、出てきた資料なんですけど、それによって3年確率の計算をされてます。そのときに、同じく集水面積の計算をされてるんですね。これもやっぱり同じような数字を使われてるんです。

ということは、一つの報告書でね、もともと勾配が全然でたらめだったということで、これ差し替えていただいてるんですね。その上にさらに集水面積まで間違っ、管の指定も間違っると。わざわざ違う管の資料出しても意味ないですからね、まともな管が能力どうなのかということですから、この点です、私ちょっと、しっかり再調査する必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

4点目なんですけど、申し上げましたようにね、かなり業者は焦ってるのか何か知らないですけど、パネル工事までやってられるんですね。片方で、まだ切土、盛土やってるような状態ですよ。ということでね、非常に危険な作業が、この梅雨の時期、台風シーズン前にして行われてるということでね、この点に関しては、4月10日の事故の際にも町長名で業者に指導しています。ということでね、さらに厳しく指導する必要があるんじゃないかと。パネル工事やる必要ないです、慌てて。

この点も含めてしっかり確認をして、私、本文でちょっと触れましたけど、減勢工も実はないんです。秒速6メートルというのはとんでもない流速になりますのでね。水の塊が吹き出すということですから、これ、今までの3回の土砂流出事故でですね、たまたま大した事故があったわけではないですけど、ちょうどそのタイミングで車通ってたら間違いなく人身事故を起こしてたということですから、これ、念には念のために、もう一度しっかり県のほうに指導

を求めて、しっかりした防災をやりなさいと。

一応念のため申し上げますけど、4号池については事業者の御担当さん、村本建設の御担当さんと一緒に確認をしましてね、要は場所がないから減勢工できんという説明をされてるんです。場所がなければ変えればよかったんですよ、もともとね。そういう返答で、なかったからやってませんというのは回答になってない。どうするのかということも含めてですね、それができなかつたらこれ、防災施設として認めるわけには私はいかないと思ってまして、もう一遍その点ちょっと、業者さんとどういう話しされてるのか報告いただけますか。

○議長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

まずですね、町で行った水路の流下能力の調査に関してですが、これ、いずれにしても、3年確率での雨のときにですね、事業地も含めて上流、下流、水路の近傍も含めて、そういった流域から通常流れてくる雨水に関して、3年確率で流れるかどうかというものについてを調査しております。

それとは別に、開発におきましては、開発前から特に流量が増えないような形で調整池で調整するということでなっておりますので、この水路の3年確率の流量というのはですね、基本的には開発前ともう変わらないということでございます。よって、この調査そのものについてもですね、改めて再調査するという考えはございません。

先ほど言われてますように、600ミリの管と350ミリの管、これ両方ありまして、350ミリの管の流量についてをこの表の中では載せたことになったんですが、同じ成果品の中で、その表には350ミリを載せてるんですが、この末尾にといいますのは、こういった資料がついてまして、これについては350ミリと600ミリ、両方ありますと。600ミリについては、流量的には協栄ソーラーからの流下能力の数字と差はないというふうになっております。よって、表だけを捉まえて見ますと、600ミリの管じゃなくて350ミリの管をやってるんだなということで、それは違うよねという話になるんですが、問題はですね、350ミリの管のほうが小さいわけですから、当然流量としては小さくなります。600ミリの管については協栄が調査した結果と同じになるということで、私のほうでもですね、もう一度、この御質問頂いてから確認しましたが、いわゆるマンニングの公式に当てはめまして、600ミリの管と350ミリの管の流量について計算をしましたら、これについては、協栄ソーラーが出してきた流量の数字と差がありませんでした。もちろん、計算途中で小数点の取り方などで、多少小数点以下については数字が変わりますが、基本的

にこれ、町のほうで調査した成果品については、最終的に600ミリの管を放流先として考えているということでございます。

防災に関してですが、協栄につきましてはですね、パネルの杭の工事については全ての排水が調整池につながって、もちろんオリフィスが機能をきちっとするという時点で杭工事は実施しますというふうに聞いております。細かいことと言いますと、のり面について、長大なのり面ございますので、そこについては植生工事をやりますと。

植生工事についてはですね、まずのり面に植生シートを張り巡らして、その上で杭を立て込むと。すみません、逆ですね。植生の吹きつけをのり面にした後には杭を立て込んで、その後にまた植生シートを張るというふうなことで、順番をそういう形で聞いております。基本的には、町としてもですね、しっかりと防災工事をやった上でパネルの工事なりをするようにというふうに考えておりますので、事業者からそういうふうに聞いているので、奈良県も含めてですね、そういう条件の下、防災工事ができた後にパネルについての工事を進めていくということで理解してるところです。

以上です。

○議長 長

島野参事、①の再質問。大釜川。島野参事。

○都市建設課参事

流域につきましては、先ほど部長がお答えしたとおり、特にこれについてはですね、事業者からも協議があったわけではありません。ただ、奈良県の許可において流域の変更が確かにあるわけですが、恐らく調整池において、開発前の雨水の流出量まで調整するということをもって許可されたのかなというふうに思います。平群町でこの流域の変更についてですね、その可否について判断することはできませんので、これは、また後々確認はしていきたいと思います。

以上です。

○議長 長

須藤議員。

○2 番

1点目なんですがね、ちょっと答弁が無責任だと、申し訳ないですけど言わざるを得ないですよ。これだけの面積が変わってですね、椿台に住んでられる方の感情はどうかということ、ちょっと思いをちゃんとやってほしいですね。今まで11ヘクタール程度やったのが18ヘクタールに増えましたと。例えば、今の参事の答弁ではね、調整池があるから大丈夫なんだという趣旨だと

思います。ところが、調整池は、容量は我々は不足だと言ってますが、あるとしてですね、50年の雨なんですね。それを超えるとどうなるかという、余水吐からあふれるということになります。そのときにどうなるかが実は一番問題だというふうにさっきの質問でも申し上げましたが、本当に災害が起こる雨、50年、100年のそんなふうな雨のときに、椿台に従来の1.5倍から2倍になるような雨が流れると。これ、全く説明もされてないですよ、椿台の方に対してですね。

当然、椿台以下の緑ヶ丘だとか西向だとか、いろんなところに流れていきます。そのエリアに対してね、一切これ説明してないですよ、増えるということ。100年になったらこんだけ増えるんだよと。そういうことをね、町が原因も分からん、何でやったんか分からんと、そんな無責任な話はないんですよ。どうして住民の方にこれ説明するんですか。100年のときに、今までの1.5倍になって人が流されるような災害が起こっても町は知らんと、そういうことですか。私はね、ここはさすがにちょっとね、ああ、そうですかとは言えないです。

この根拠、これができてないということは、実は調整池の計算に対してもですね、非常に影響があるんです。なぜかという、流下能力からね、調整池で流す量を決められてます。だから、集水面積が大きいほど下の川は変わらないわけですから、厳しい数字になっちゃうんですよ、比流量がね。面積当たりの流量が落ってしまうんです、面積が広がるんで。さらに100年の雨まで対応が求められるんですよ。了解なしに、町も何も知らんと。なのに11ヘクタールから18ヘクタールに増えてると、そんな無責任な話はないんじゃないですか。私は、もうそこはちょっとこれ、厳しく申し上げます。何でそういう変更をしたのか、合理的な理由があるなら、ぜひ住民の方に、これ説明して納得いただかないとあかんとこで、そうでなければね、事業者の勝手に山がこんなふうにされたと、そんなふうになってしまうんですよ。

調整池の計算から全てやり直せと、そんな話になってしまうのにね、面積は知りませんと、そんなばかな話はないですよ。これはもう、もう一遍答弁求めたいと思います。

水路の件は分かりました。350ミリ、間違ってたということで、それは別に構わんですよ、600ミリでやったと、私もそれ確認してるので。ただしね、600ミリで3号池で詰まったという事実があるんですよ。何でそんなふうになるかということ、ちょっとこれしっかりね、実は考えてほしいんです。業者さんがやってる集水面積、調整池の計算、それから下流に流す量というのは、開発地、自分らの事業地しかやってません。事業地外に関しては全然計算入っ

てないです。雨が流れます。先ほど申し上げたように、13の区画、1と2と分かれてますが、13の2のほうで言うと、7. 何がしのヘクタールに対してですね、彼らの開発敷地外の部分の雨水も結構入ってしまうんです。私の計算ではそれだけでも0.5ぐらいになります。ということは、もともと池から流れ出る量、それから業者さんの敷地内の直接放流の分を合わせて0.266という計算になります。それにプラス雨水が入ってくるんですね。

それではあまりにも余裕がないし、さらにそこにね、今まで集まってこなかった大釜川の分まで入ってくるんですよ。反対言うと、大釜川の下流の農業やってる方はこれ、保証取られてるんですよ、水が減るということで。減った分が全部椿台に流れると、そんなこと許していいんですか、町として。これ、もう一遍その点も含めて御答弁ください。

時間の関係もあるんで、これ、町長にちょっとお聞きしたいんですけど、前回の町長選のときに、数少ない町長から出たビラがあります。この中でね、災害面で最も重要な問題は事業地から下流水路や河川への安全性です。当然県でも検証されていますが、平群町としても地元自治体として安全性が十分確保できるよう、専門家の知識も取り入れ、厳正に検証を行ってきましたと。その結果、事業者が計算した数値に間違いがないことが判明していますと。これ、全住民にね、町長配られてるんですね。

ところが、今質問したように、面積すら答えられない。理由も分からんと。業者がやったらやったままでいいんだと。それではね、これ町長、話にならんでしょう。住民に対して、これ選挙の前に出したチラシですよ。これで本当に椿台水路下流の皆さんに責任が持てるんですか。これ、しっかり検討し直してですね、大釜川エリアに関しては、例えば別に調整池を造るなり、椿台水路を大幅に改修して災害を起こさないようにするなり、やっぱり当然必要なんです。現状のままいけば、下流の方は、大雨降ったらどうしようもないですよ。逃げたらええという話じゃないです、家がそこにあるんですからね、生活してるわけですから、その場があるわけですから。そこに今までちょっと水が浸かったな、道路がちよっとあふれたなというんで済んだやつがですね、床下まで入っちゃったと。そういうことを、本当これ計算しないと、私の計算では、先ほど言いましたけど、椿台水路のたしかナンバー5か何かで、もう能力の5倍ぐらいになっちゃうというふうに計算なってます。それ、ちょっと私も今あやふやなんで、これも含めてね、しっかり、本当にそういう災害級の大雨が降ったときにどうなるのか。それに対して対策は必要なのかどうか。町長に今具体的なことは別に答えていただく必要ないんですけど、少なくともこういう形で出されたやつに関して、どうなのか、ちゃんとできてるんかと、間違いのないの

かどうか。もし問題がある、ないし調査が必要であれば、町長の責任で再調査をぜひやっていただかんとあかんと思ってます。これについては、町長、御答弁ください。

○議長

島野参事。

○都市建設課参事

まず、須藤議員からの通告いただいた質問の中身からするとですね、かなりいろいろ数字をおっしゃっていただいて、かなり専門的な話を御質問されてると思います。それに関して、ここで全てお答えできる準備はしておりませんので。ただ、先ほどおっしゃったように、3号調整池のそこから600ミリの管が埋まってというのは、これ、土砂が流出したことによって埋まったと。この4月の土砂の流出についてはですね、その土砂を含んだ雨水が3号調整池を介さずに3号調整池の横から土砂が流出したということです。その原因については議員言われたようなことだと思うんですが、その土砂で管が埋まると。これは、正しく3号調整池が機能していればですね、3号調整池のほうに全ての雨水が入っておればオリフィスを介して調整された雨水が出ていくということで、開発地の下流側の管渠なりが土砂で埋まるということはなかったのかなというふうに思います。よって、調整池に流入してくる開発地の中の水路だとか、あるいは土砂が侵食されないように、植生の吹きつけだとか植生シートでの保護、これを優先的にやっていくということについて確認しているところです。

流域の変更云々に関してですが、そもそも県の基準にのっとって奈良県が許可してる件でございますので、町のほうでそれを、その内容について新たに調査し直すというようなことは今のところ考えておりません。

また、もう既に須藤議員側が原告として行政裁判を行われております。明日、その判決が大阪高裁で言い渡されますので、この裁判における、平群町は当事者ではございませんので、今、明日判決があるということを前にしてですね、町が様々なことについて、予断を持ってなかなかお答えすることはできかねるというふうに思います。

ただし……。

「聞いてないこと言わんでええですよ」の声あり

○都市建設課参事

何ですか。

「聞いてへん」の声あり

○都市建設課参事

質問の通告書にないこともいっぱい聞かれていますのでお答えしてるんですが、町としてですね、今後とも住民の安全のために防災に努めることについては変わりありません。必要な措置、例えば水路の改修等ありましたら、都度実施していくというふうに思っております。

また、既にですね、開発地の下流側の水路については、かなり事業者のほうでも改修を進めておりますので、その上で、まだ不足する部分があるのかということについては、町のほうとしても検証しながら、必要なことについては措置していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

西脇町長。

○町長

須藤議員御指摘のとおり、当該メガソーラーの建設現場においては、これまで3回にわたり町道への土砂流出が発生しております。この事態については、下流地にお住まいの住民の皆様の安全な暮らしを脅かすものであり、町としても誠に遺憾であり、深刻に受け止めております。

町といたしましても、今後、奈良県と緊密に連携は取りつつ、事業者に対して厳しく指導、監視を行ってまいります。これから大雨の時期を迎えるに当たり、出水期の備えも含め、町民の皆様が安心して暮らせる安全な環境を守ってまいります。

以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

いろいろな御答弁頂くんですが、肝心なこと全然言ってくれないので、よくお分かりや思いますけど、令和4年の資料、私、1部ずっと思ってるんですが、島野参事がおっしゃった3年確率云々の表も、例えば、K-⑦で言えば集水面積が7.41になってるんです。これ、実際は7.1程度。これも私、業者さんの図面からCADで求積をしまして出した数量7.1ヘクタールぐらいが加算されないとあかんのです。だから、7.41にプラス、さらに7.1ぐらい。ぐらいというのはCADで拾ってるんで、誤差はかなりあるんで7.1という言い方をしていますが、それだけ増えるということで、これ計算をし直さんとあ

かんのですね、これだけでもね。全く変わるんです、集水面積が変われば。何で変わったかも分からない、変わったこの中身の検証もしないということになったらほったらかしかということになるんですよ。それではあかんでしょうと。

これについてはね、町長、具体的なことをあんまりお述べやなかったんですが、しっかりこれ、もう一遍検証し直さんとあかんのと違いますか。調査しないとおっしゃってるけど、なら、町がですね、令和４年に内外エンジニアリングさんにこれ、有償で調査を依頼しとるんですよ。住民のお金を使って調査をして、間違ったまま放置すると、そんなことが許されるんですか。絶対駄目でしょう、そんなんやったら。悪しき前例ですよ。金は使うわ、中身は間違いだと、それに対して再調査もしないと。で、住民には何の説明もないと。今の答弁で、私、椿台やその他の方に何を説明したらええんか。ないですよ。県がやったから知らないと。何のために町があるんや、何のために都市建設課あるんやと、何のために参事までずっと置いてやってるんやということになりますから、ここはね、もう一回しっかり、３年確率の件も含めて、調整池が本当にそれで大丈夫かどうかというのはね、ちゃんとこれ、計算し直さんとあかんのです。最小比流量は変わっちゃう可能性があるんですよ、それによって。そこ、もう一遍ちょっとこれ、再調査を約束していただだけませんか。

○議 長

島野参事。

○都市建設課参事

須藤議員が言われてる、この資料の流域に関してですが、この流域、増える部分というこの図面なんですけど、これ自体は須藤議員が判断された増加流域ということではないんですか。いや、そうじゃない、これね、事業者が示した流域の図面と若干違いがあると思うんですが、須藤議員が考えられる、この部分も大釜川流域、そもそもあったんじゃないかという部分は須藤議員がお考えになった部分ということだと思うんです。

「ちょっと今の、先答えましょうか」の声あり

○議 長

須藤議員。

○ 2 番

業者がやってるのは４号調整池の大釜川領域の追加分という数字が出てます。たしか２．６とか何かそういう数字だったと思います。その数字が小さ過ぎますよと。これはね、峰を一つ間違ってます。本来、もう一つ北側の峰でもとも

との流域は区分されてたのに、一個南の流域を業者さん、4号調整池の計算書の中に図面があるんですが、その点線で示されたやつよりも南の2.67やったと思いますが、そういう数字だけは大釜川エリアの分だよというふうに記載されてます。ここは少なくとも業者は書いてるところです。私が勝手にやったところじゃありません。それでは全然足りないです。

先ほどの図面で言いますと、13-2のところがもともとの絵なんですよ。これしかね、もともと流域でやってないです。その南は全て大釜川エリアということになってるんでね。ところが、ここに、この絵では分かりにくいですが、点線で事業地が描かれてます。間違いなく事業地があります。業者も2.何がしかのエリアについては記載されてますのでね。

それよりも何よりもね、もともとの2019年の分なんか全てを櫛原川に流すとなってたんですよ。そこまで別に言う必要ないですけどね、それだけ私は異常なことがされてると。その結果、椿台にそういう水路が流されてるというふうに変わってるんです。だから求めているんです、再調査してくださいと。

4号池の調整池計算書、御手元にあったら確認してください。そうでなかったら、今の答弁では納得できないです。

○議長

島野参事。

○都市建設課参事

4号調整池の調整容量ということになりますと、既に裁判でも争われてる部分だと思います。それについてはですね、町のほうで調査するというよりも、裁判の行方をまずは見たいというふうに思います。

先ほど須藤議員言われた大釜川流域の2ページ目の5.161ヘクタールというのは、須藤議員が、業者が示す大釜川流域よりもですね、須藤議員が2.737ですか、の流域も含まれるはずだというふうに判断されてるわけですよ。ということですよ。それについては、どちらが正しいのかということ、町としては分かりませんので、県なり事業者なりにはまた確認はしたいと思いますが、調整池容量というようなことになりますと、もう少し町としても裁判の行方も見ながら判断していきたいと思います。

以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

どうしてもお認めやないんで議論にならないんですけど、白黒なんですよ。認めるのか認めへんのかという話でね、さっき2枚目で説明しましたね。この、

見ていただいたら分かりますとおり、全部櫟原川になってたんですよ。これ、町も意見聞かれて問題なしということで、これオーケーしてるんでしょう。変更についても同じですよ。大釜川はゼロです。業者は何て言うてるかというのと、大釜川は危険やから流せませんと言うてるんですよ。

もう時間がないから、また怒られちゃうんやけど、櫟原川に関してはね、櫟原の方がしっかりこれ言っではるんです、意見を。何で、もともとの3号池というのが櫟原川から南にあったんですね、変更前は。かなり大きなエリアで、何でそんなところに水持ってくるんやと。3号池の南、要は椿台水路、大釜川エリアの水を何で櫟原川に持ってくるんやということで質問をかなりしてはるんです。その結果、変更後で変わってる。町は何て言うたかというのと、その変更になった理由は、要はその下の農地の水が要るからという要求がありました、そのためにやりましたという説明しかされてないんです。そのときに、流域変更云々も一切これやってないし、依頼した中身でもね、それを調査していない。分からんとか裁判とか関係ないですよ、そんな。有償で調査さしてですね、もともとの協栄ソーラーさんの数字そのまま使っただけやと。はみ出したところのエリア、一切これチェックしてないんですよ。これ、何回もあっちこっちに出てくる資料でね、町は当然何回もこれやってるんです。1回目の2019年、2回目の2021年、最後の2024年、3回意見聞かれて3回ともオーケーしてるんですよ、町は。それを今さらどないかせえと言ってるんじゃないけどね、だったら、何でそういうことが行われたか、これはしっかり事業者聞かないと、あまりにも勝手でしょう、事業者が。

当初は、全部櫟原に流すと言うた。櫟原から怒られたら全部元に戻します。そのとき、業者は何て言ったかというのと、水路は危険やから流せませんと言うとんですよ、椿台のことやと思うけどね。そこまでこれ、すぐに、2019年の4月に櫟原の説明会されてるけど、そういうふう言ってるんです。そこまでね、ずさんなことをずっとやってるわけだから、町として当然ながらもう一度しっかり確認する必要があるでしょうと言ってるんです。これ、やったらどうですか。やって、今、椿台の水路に関しては過剰な水が流れてるという認識を持たれるのか、いや、今のままでいいんだと、どっちかなんですよ。はっきりしてるでしょう。別に裁判がどうの、関係ないですよ、こんなもん。もう全部開発されて何もありませんから。裁判どうなるかってパネルが引かれるかどうかだけのことですからね、関係ないです、それは。

だから、それだけ、特にですね、100年やとかそんな大雨のときにね……。

○議長

須藤議員、短くしてください。

○ 2 番

はい、分かりました。

そういう深刻な状況があり得るのに、それすら調査しないと言うんでは、とてもやないけど納得できないです。もう一遍再答弁を求めます。

○議 長

手短に。島野参事。

○都市建設課参事

まず、開発に当たってですが、そもそもその流域の捉え方については、事業者が計画した流域で町のほうも計算したのはそのとおりなんです、それが間違ってるのかどうかという話ですが、それについても今出てきた話なので、検証しておりません。確認は、流域の変更についてですね、須藤議員おっしゃるとおりのこの流域なのかどうかというのは確認もしたいと思います。それは最初に答弁したとおりです。その上で、ただ、その50年確率とか100年確率でどうなるのかということについてはですね、これは開発そのものの許可基準云々ということとは少しずれてくるのかなというふうに思います。それも含めて検討はしたいと思いますが、今、どのようにするというふうに答弁はできかねますので、よろしくお願いします。

○議 長

須藤議員。

○ 2 番

かなり不十分な御答弁で残念なんです、やはりね、町長、先ほど聞かせていただいたようにね、住民の安全を守るというのは何に関しても最優先の事項ですから、しっかりちょっと御指導いただいてですね、違うものは違う、間違ってるものは間違ってるというふうにしっかり御指導いただきたいと思います。

以上で発言を終わります。

○議 長

それでは、須藤議員の一般質問をこれで終わります。

10時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時03分)

再 開 (午前10時15分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 7 番、議席番号 4 番、長良議員の質問を許可いたします。長良議員。

○ 4 番

発言番号 7 番、議席番号 4 番、長良俊一です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回 6 月議会、3 点について質問させていただきます。

まずは一つ目、新年度のスタートから 2 か月、毎定例議会で放課後部活動について質問していますが、本町の現状を鑑み、進めていただいていると感じています。部活動の地域展開や先生方の働き方改革など、様々な観点から問題点をあぶり出し、子どもたちの充実した日々を構築するため努力していただいていると考えます。

子どもたちの放課後部活動は、その部活動を通じて人間関係を勉強し、成長の一助となります。現状をお聞かせください。

1 番、部活動の現状について。

2 番、週末活動との連携についてです。

続いて 2 番、小・中学校の学校運営協議会についてです。

本町は、こどもまんなか社会を実現するため、地域で学校ボランティアを募集するなど、安心・安全な学校運営を志していると考えます。今年度より各小中学校において学校運営協議会を発足し、各地域の特性を鑑み、子どもたちの成長を応援する取組を行っていると考えます。現状をお聞かせください。

続いて 3 点目です。財政についてです。

令和 7 年度の出納閉鎖も終わり、各事業の進捗状況を見極め、今後につなげていく時期となりました。無駄を省き、長期的展望を見据えての投資など、大きな金額を必要とする事業が待っています。他の市町村のよいところを勉強し、次に生かせる施策の準備が必要と考えますが、現状をお聞かせください。

以上 3 点です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の 1 項目めの御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の部活動の現状でございますが、今年度の中学校の部活動は、運動部が 7 部、文化部が 4 部の計 11 部で構成しております。加入率は全校生徒の 75% で、運動部 42%、文化部が 33% となっております。昨年とはほぼ同様の割合となっております。

次に、２点目の週末活動との連携でございますが、平日の部活動のうち９部が休日の地域クラブへ移行をしております。平日の部活動加入者が休日の地域クラブに参加している割合は約８０％に達しており、継続的な活動が可能な環境は確保されているものと考えております。

引き続き、生徒の希望や安全面、指導体制の確保など、学校と連携し、活動環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長

長良議員。

○４番

御答弁ありがとうございます。

毎定例議会ごとにこの部活動も質問をさせていただいてるんですけども、僕は、基本となるのは、中学校１校しかないもので、中学生というのは、やっぱり小学校から３年間ね、希望を持って上下関係を学びながら、やっぱり体を使ったり、文化面のところに入ったりしてね、いろいろと考えていく、思春期の本当に大事やと、そういう思いで、毎定例議会質問させていただきました。やっぱり中学生の男の子も女の子も社会の礎として上下関係を学んでほしいなど。

そのために、こうやって放課後活動については、広域でこれから進んでいくんだと。それはやっぱり少子・高齢化の日本の国にとって仕方ないことだし、他の中学校の若い担い手とともにいろんな地域のことを教えていただき、こうやって学んでいくんだと思って、次のまた段階、高校へ、またその先へと進んでいく、そういうふうに僕は感じてます。

そこで、もう一つだけ聞かしてほしいのは、この１番、２番の中で、部活動、運動部七つ、文化部四つで活動しながらもね、地域移行へいった中で、ほかの市町村からも一緒にやりたいと言われたときに、分かったと。また、今なぜそういう言い方するかといったら、中学校のサッカーは３中学校一緒にやってる、そういうふうな形で進みますもので、やはり、サッカーだったら１１人、野球やったら９人、バスケットや、それぞれの決まった人数が足りないところはやっぱり調整しながらやっていくと。それをどういうふうに平群町で預かりしてやっていったらいいか、僕、これすごく悩んで頑張りたいところやと思うんです。

それは、何でもそうなんですけど、最近広域化された中で進んでるという一番大事なことやと思うんで、それを教育委員会としてどういうふうに考えているのか。これから先、うちの子どもたちをうちで預かり、よその子どもたちをうちでも預かるんやと。それによって平群町が活気があれば、もっともっと平群町は元気になるんじゃないか、そういった意味で、いつも放課後活動につい

ては質問をしています。

今、今年、令和８年度から船出し、まだ徐々に先生方もほとんどこうやって来てくれてるんだけど、こういうふうに階段を上ってやっていくんだというふうな指針があれば、最後、御答弁願えればありがたいです。

どうぞよろしくお願いします。

○議 長

教育部長。

○教育部長

広域での連携ということで、特にこういうクラブ活動といいますのは、運動部でしたら大会であったり、文化部でしたらコンクール、そのような形で、ある一定人数がそろわないクラブにつきましては、やはり最後の成果であったり、練習の成果を見せる場として、やはりそういうのに参加できない場合におきましては、教育的な意義につきましても少し考えることがありますので、そういった場合につきましては、やはり広域で連携し、そういう大会などに出場できるように考えております。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○４ 番

前向きな御答弁ありがとうございます。

僕が何でそんな言い方するかというと、僕は平群町でこうやって議員活動させてもらって、平群町が中心が一番僕は好きなんです。みんなここへ来て、この、やっぱり昨日の山本議員の質問じゃないけど、古きをもって、やっぱり地域が発展して行って、また子どもたちが高校、大学へ行って社会人となっても平群町に戻ってきてまた子育てしたい、そんな環境づくりを理事者側に求めている質問です。

これから先も子どもたち、必ずこの３年間、放課後も、また勉強も一生懸命やっていく、一つしかないこの中学校、大事に見守ってやってください。どうぞよろしくお願いします。

この質問については以上で結構です。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の２項目めの御質問にお答えいたします。

令和８年６月現在、本町の小中学校４校全てに学校運営協議会を設置し、地

域とともにある学校づくりの推進に向け、スタートしております。既に第1回目の会議を開いたところでは、学校長から運営方針を説明し、委員の皆様から多くの意見を頂いております。

なお、昨年度、モデル校として先行実施した平群小学校では10名の委員による年間5回の協議を行い、学校安全をテーマとして、安全マップづくりなど、具体的な成果が生まれております。本協議会や既存の学校地域パートナーシップ事業を活用し、目的の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

御答弁ありがとうございます。

僕の質問で、こどもまんなか社会で、学校運営協議会、今年度から始まった。平群小学校では前年度ぐらいから始まってね、今回、令和8年度、本格的に北小学校、平群小学校、南小学校、そして中学校、四つの教育機関で学校運営協議会が始まった。僕もいろんな形で、旗持ちだとか、帰ってくるときの見守り、その他それぞれ各場所でね、ボランティアで一生懸命子どもたちを応援してくれてるボランティア活動をいろんなところで見させていただいてます。

僕はね、この学校運営協議会というのは、その核に行政の理事者が入って、いろんなボランティアに感謝して、子どもたちを安心・安全で見守って、次につなげるために全面的に応援してるんやと、そういう組織テーマを議題にしてね、何回も会議を重ねて行って、縦軸と横軸の連携をもっともっと密にしてほしいなと、そういった意味で、今回、学校運営協議会発足に当たり、始まったんやというところをこの議場でみんなに分かってもらいたいな、そういう思いでここを質問させてもらいました。

これから何回もテーマがあると思いますけども、南小学校では以前からずっととんどをやってくれたり、平群小学校もとんどをやってくれたり、各小学校、中学校、地域で特徴あると思うんです。北小学校では北小学校の御父兄さんの意見をしっかり酌んでやってやり、そして、その地域で生まれた子どもたちがここで生まれて育ってよかったなと思うテーマを授業の中のカリキュラムの中に一つでも入れてやってくれて進めてやってくれることが、その各小学校、中学校の特徴になって思い出になると思う。そういった意味でも、そういう連携をこの協議会でやってもらいたい、そういう思いであります。

いろんな形でテーマを持ってやってくれると思うんですけれども、今後、この運営協議会に理事者側として教育委員会として望むことがあったら教えてく

ださい。お願いします。

○議 長

教育部長。

○教育部長

運営協議会ということで、基本的な理念は地域とともにある学校づくりということで、地域の皆様にいろいろ助けていただいて学校運営を行っていくということになっております。そのような活動が今後推進されるように、我々教育委員会としましてもいろいろな側面から支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議 長

長良議員。

○4 番

ありがとうございます。

必ず、必ずという言い方は語弊あるかな、前向きにね、これできない、あれできないと、御父兄さんも今の話題を、トピックスはね、多分、先生方や教育委員会に投げかけてくると思うんです。じゃあそれやったら、今はちょっとできないけど、段階を踏んで考えていきましょう。常に前向きに検討してやって、実現してやることによって、父兄方が参加して、温かいホットな小学校、中学校運営をしてやってほしい、そういう願いから、こうやって今、質問、再答弁いただきました。必ず前向きにやってやってください。父兄の、僕らみたいなこの12人の議員でこうやああやああやという思い以上に、現場の親が思う真心を聞いてやってすぐに返してやったら、みんな興味を持って、もっともっと発言しやすい、また、もっともっとホットな町になっていくと思いますので、上手にこの運営協議会を使ってやってください。どうぞよろしくお願いします。頑張ってください。

この質問はこれで結構です。ありがとうございました。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、3点目の御質問にお答えいたします。

財政運営については、令和8年3月策定の財政危機改善計画において、今後の厳しい財政見通しを踏まえ、将来のまちづくりの諸施策の実施のため、持続可能で安定的な行財政運営を図るため、各種の改善方策について、計画の中でお示しをさせていただいております。現在、令和7年度決算を受け、決算分析、今後の見込まれる大型の普通建設事業等について、事業内容の精査も行う等、

計画の進捗管理を進めております。

引き続き、厳しい財政運営が見込まれることから、各事業の進捗状況を見極め、決算分析等を通して見えてくる課題を解消すべく、今月末に地方公共団体金融機構主催の出前講座にて、財政運用、他自治体の取組等について研修を受け、長期的な展望を見据えた取組を行ってまいります。

引き続き、財政危機改善計画を基本とし、持続可能で安定的な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○ 4 番

御答弁ありがとうございました。

5月31日に令和7年度の出納閉鎖も終わり、今から分析やというところでね、もう早々とこういうふうな言い方で質問して申し訳ないなと思ってます。ただ、僕はこういうふうに議員活動を7年間させてもらってきた中でね、ずうっと財政は苦しかったんです。その中で、次、次、次と新しいものをしていかなあかん、この財政というのは本当にしんどいと思うんです。

昨日も、町長ももう1期やると、強いお言葉でおっしゃいました。その中で、中学校の耐震もせなあかん、小学校、中学校の今体育館、やってると。また、新しい庁舎建設、大型のお金のかかる事業を抱えている。ただ、計画するに当たって、今は既存の施設も老朽化が進んでる。これ、本当に、こっち先するからこっち我慢というわけにいかんのですよ。そういった中で、今回部長お答えいただいたように、新しい勉強をする出前講座をやる、前向きにやる、そういう答弁頂いて、僕、本当にみんな苦労してるんやなと、つくづく感じます。これから精査し、令和8年もこうやって順番に令和8年度が進んでいく中でね、3月に可決したこの予算、順番に上手に使ってってもらえると思うんですけども、この順番をね、ころころころころ変えることなく、やっぱり上手に、無駄をなくしながら、見張ると言ったら語弊あるけども、熟知して、上手にお金を使って配分してやってほしいと思う。ただ、未曾有な危機があったりする。咄嗟にお金要るときもある。そういったときがあると思うんでね、できる限り余裕を持って財政運営ができるように切磋琢磨してやってください。

僕は、もうこれ以上深いこと、勉強不足でよう言いませんけれども、必ずお金は入り用です。できることならば、税収以外にいろんなところ、財政しんどいなら、今、ほかの市町村では、お金を自分たちで考えてネーミングや何やかんやと税収を増やす努力もされてます。入ってくるのを分ける以上にプラスア

ルファのことを考えてやってほしい。そういったのも、こうやって5月、出納閉鎖終わって考えていく時期やと思う。税金はある程度まで予想できる。それ以上にプラスアルファ探す、そういったことを考えているところがあるかどうか、最後1点だけ教えてください。

どうぞよろしくお願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

財政運営の中で税金以外のプラスアルファということですが、これはもう私も財政担当としましては、財政を担当してる中ではずっとそういった情報を集めてるというのが現状でございます。そしてまた、いろいろな施策をしてるのも、調整しながら、そして、それが平群町に合うかどうか、できるかどうかというのは常に考えておると。そういった中で、私だけじゃなくて、先ほど御説明させていただいた地方公共団体、金融機構の出前講座をお申込みして来ていただけると。そういった中で、様々な財政事例とかをまた勉強させていただくことがありますので、常にアンテナを張りながら財政運営を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

分かりました。

これから先、どんどんどん物価も上がっていき、皆さんの報酬も我々の報酬もちょうと皆で戻すという財政が始まるんですから、それも見据えて、しっかりした管理運営してやってください。どうぞよろしくお願いします。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、長良議員の一般質問をこれで終わります。

10時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時35分)

再 開 (午前10時45分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号 8 番、議席番号 6 番、稲月議員の質問を許可いたしますが、稲月議員 2 項目めの一般質問は選挙管理委員会への質問であります。選挙管理委員会委員長より委任を受けております選挙管理委員会書記の寺口理事、福井総務防災課長が本会議に出席しておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、稲月議員の質問を許可いたします。稲月議員。

○ 6 番

それでは、通告に基づきまして、3 項目質問をさせていただきます。

まず 1 点目、商業施設の障がい者優先駐車場について。

1 6 8 号バイパス沿いに多くの商業施設が開業をしております。せっかくできたものですから、これらが、誰もが利用しやすい施設になるよう願うものでございます。これらが、体に障がいを持った方たちが少しでも入退場しやすくということに配慮した車椅子優先スペース、駐車台数に応じて設置を義務づけております。これはバリアフリー法によるものです。2 0 0 台以下では 5 0 台に 1 台、2 0 0 台以上になりますと、1 0 0 分の台数プラス 2 ということになるそうです。障がい者の皆さんの生存権を守っていく、こういうもともとの観点から、これらの店舗が適切に優先スペースが設置されているかどうか、また、不適切であれば、適正な数のスペースを設置してもらえよう、行政として指導をされることを求めます。

2 点目、選挙の投票率向上・参政権の保証のためにです。

本町の投票所は、この次からの 1 行目のところなのですが、完全に間違っておりまして、訂正をさせていただきます。「令和 6 年」とありますのは「令和 2 年」、そして、「1 9 か所」投票所が削減されましたというふうに私は書きましたが、これはもう完全にちょっと思い違いをしております間違っておりまして、「4 か所」の削減となります。この令和 6 年の 1 9 か所というのは、選挙用のポスターの掲示場所、これが 1 9 か所削減されたということでございますので、申し訳ないんですけど、御訂正をお願いいたします。

ということで、これは有権者の減少、それと投票所運営に当たる職員の皆さんや立会人の皆さんの確保などが非常に困難があるという、こういう理由のために投票所は削減されてまいりました。そのためも含めて、投票には行かない、行けなくなった、こういった住民も少なからずおられます。主には高齢者の方々ですが、参政権を奪われたということは事実でございます。また、バスの便が

減少し、投票日はコミバスもデマンドタクシーの運行もないなど、投票に行くことが阻害をされています。もともと坂道が多く、投票所に行きづらいのが本町の地形上の現状でございます。

これらを踏まえ、私は令和6年12月の議会で質問もさせてもらいました。移動式の投票所、バスなどの配置、商業施設などに共通投票所の設置の導入も提案をさせていただきました。これらは実現をまだされておられません。

そこで、新たな提案をさせていただきたいと思います。期日前投票にデマンドタクシーの利用を促進をしてはどうかということでございます。利用は無料にするなど、検討をしていただきたい。

三郷町では、来年の一斉地方選挙から無料で乗車ができるというようなことも実施をされるというふうにも聞いております。しかし、現行、デマンドタクシーの利用は非常に多く、予約ができない状況も片方では起こっております。現状のままで投票のための乗車を導入をしていけば、通常の使用を困難にすることも予想がされます。通常の利用を圧迫しないよう、投票に特化した車両の配置なども考えていただきたいということで提案をさせていただきます。

3項目め、末永く美しい桜の花が鑑賞できるようにということでございます。

今年の春も、何とか美しい桜並木を鑑賞することができました。多くの町民が並木の下を楽しく歩いておられる姿も見ることができました。

特定外来生物、クビアカツヤカミキリの急速な繁殖により、本町内においても多くの桜木が被害を受けました。町内の都市公園内や町道の竜田川沿い並木などの少くない被害木が伐採の処分の対象ともなりましたが、薬液の樹内注入など、対策により被害を抑え、若い桜木の命をつないだのではなかったでしょうか。これは、職員の皆さんの大変熱心な取組によるものと言えます。被害木に、誰が見ても判別できるようなクビアカツヤカミキリのカット、また注意書きを書き入れたカードのようなもの、これを取り付けて皆さんに注意喚起を促すというようなこともされました。これは、他の市町村にはあまり見られない取組で、住民の協力を得られるよい取組になったと考えます。

しかし、さらなる取組を怠っていくと、被害は必ず拡大をします。美しい春の風景を守るため、住環境を向上させるため、さらには、花卉栽培、花桃など、西山間で中心に行われてるこういう営農を守るためにも大変重要だと考えます。

そこでお伺いをいたします。

今現在の被害の現状。

二つ目は、具体的な今後の取組についてどう考えられているのかということです。

三つ目は、住民参加の具体策、どのように住民の方たちに協力をしていただ

くか。これが、撲滅とまではいかななくても、抑えていく非常に大事なことはないかと思います。また、子どもたちの協力など、計画を示してください。

今からやるべきは、成虫の捕獲と殺傷でございます。私のところにも、毎日のように、熱心に公園で捕獲を、処分したよと、こういったLINEも寄せられています。1匹の成虫、メスは数百から1,000個以上の卵を1本の木に産みつけるということも聞いております。今後のこういった被害、増殖を大きく防ぐことになってまいりますので、取組の状況を教えてください。

この3点の質問でございます。どうぞ明確な御答弁、よろしくお願いをいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

稲月議員の1項目めの商業施設の障がい者優先駐車場についての御質問にお答えいたします。

車椅子使用者用駐車施設の設置基準につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法の施行令により定められておりますが、この法令につきましては、令和7年6月1日に改正が行われております。

議員お述べのとおり、この改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数は一つの建築物に対して一つ以上とされていたものが、改正後に着工されたものにつきましては、200台以下の駐車場では全駐車台数の2%以上の設置が必要とされ、また、201台以上の場合は全体の1%に2を加えた数以上と改正されました。

なお、当該事務や行政指導等につきましては奈良県の所掌事務となっており、町が行政指導などをする権限はございません。議員お示しの商業施設の正確な駐車台数につきましては、例えば、不適切である場合は、奈良県から店舗に対し、指導等の対応が取られるものと考えております。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○6番

ありがとうございます。

現状も何か調べに行っていたのかということで、ありがとうございました。私も全然関心がないと言うたら語弊がありますが、きちっとした台数が何台あるかということもよく把握してなかったんですけれども、住民の方から、

障がいをお持ちの御子息がいらっしゃる方からね、特にトライアルのところで少ないというふうに感じてるということで、しょっちゅう使うんで不便な思いをしてるということで、そういうお話を聞かせていただいて初めて気がついたというのが現状でございます。

このようなことについては、本当に当事者の方が一番感じておられるということなんでね、そういったいろんな御意見も伺いながら、皆さんが本当に安心して暮らせる、そういうまちづくりにしていかなければならないということ、改めて私もこの質問をさせていただくことで気がついたということになります。

そのようなことで、これについては県の権限やということ、町には権限がないということなんですが、町もそうやって調べて関心を持っていただいて、よりよい方向に向かうよう、今後も関心をぜひ持っていただいて、対策のほうも、県のほうにもしっかりと状況を報告をしていただいて、対策を取っていただくようお願いをしていただくしか今はないような感じなんで、その辺はよろしくをお願いをしたいと思います。今後どうぞよろしくお願いいたします。

これはこれで結構です。

○議長

寺口理事。

○理事

それでは、2項目めの御質問にお答えいたします。

まず、直近の本町における選挙の投票率についてでございます。

昨年7月の参議院選挙が66.01%、本年2月の衆議院選挙が67.55%となっており、いずれも全国平均、奈良県平均を上回っておりますが、選挙管理委員会といたしましても投票率向上の取組は重要であると認識しており、バリアフリーの行き届いた利便性のよい、誰もが投票しやすい総合文化センターを期日前投票所として設置し、期日前投票所への誘導を図るための周知等の対策も講じておるところでございます。

議員御提案の期日前投票所へのデマンドタクシーの利用を促進する無料乗車の検討についてですが、本町のデマンドタクシー運行につきましては介護保険事業として実施していることもあり、選挙投票に特化した車両の配置や無料乗車については、現段階においては導入不可となります。

今後も、投票率向上を図る取組につきましては、他市町村での取組も参考にし、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

稲月議員。

○ 6 番

ありがとうございます。

確かに、平群町の投票率はよそに比べて、近隣の三郷町なんかに比べてうんと投票率が高いというのは私も認識をさせていただいております。しかし、投票所が、特に山間部でね、大きく令和２年に減少したということでね、やっぱりこの山間部の皆さんは、なぜ減らしたんやと、いまだにやっぱり怒りとしては持っておられます。そんなんで何で行かなあかんねん、もう行くかとかね、そんな生の発言も聞かしてもらっているのが現状なんでね、やっぱりいろいろ考えてくれてんねんな、行きやすいようにしてくれてんなというのかな、そういうのが住民の中でやっぱり評価をしてもらって、行きやすくしていただくことというのが非常に大事というふうに思っております。

三郷町のほうでこのデマンドタクシーのことについてはお話を聞かせてもらったんでね、非常にいいことやし、できることならこういったことを検討してほしいという思いで今回質問をさせてもらったというのが現状なんです。

近隣のこともいろいろ調べてくれてはるというのは聞かせてもらったりしますので、その辺では、ぜひ前向きな方向でね、今すぐデマンドが、うちは介護保険の費用でやってるとか、いろいろな件もあって障害になってる部分もあるのかなというふうに思うんですけども、やはり参政権、投票率向上というか、一人の人の参政権、権利ですよ、その権利を奪わないということでね、ぜひとも三郷町などのね、もうちょっと具体的なところでね、やっぱり今、すぐには導入できないのかなとは思うんですけども、その具体的なところでもう少し検討していただき、よそとの調整、話ももっと詳しく聞いていただいて、前向きな御判断を今後検討していただきたいなというふうに思っております。

これについては、選挙管理委員会への質問でもございますのでね、今即答していただくということにはならないと思うんで、今後の積極的な御検討、御判断を頂きたいということでお願いをしておきます。

これで結構です。

○ 議長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

それでは、議員御質問の３項目めについてお答えをさせていただきます。

３点御質問頂いております。

まず１点目、被害の状況でございますが、令和６年度には竜田川沿いを、また令和７年度には平群町内の小学校３校と町内の街区公園３１か所の全２７４本に対して、クビアカツヤカミキリによる桜の被害状況調査及び防除方針の判

定を行いました。その結果、防除方針の判定では、調査全数 274 本に対しまして 131 本、48%の約半数において伐採が必要と判定をされております。

次に 2 点目でございます。具体的な今後の取組についてということで、調査において伐採と判定された樹木につきましては、クビアカツヤカミキリ成虫の拡散によって新たなる被害木を生み出すため、適切な時期に伐採を行ってまいります。令和 7 年度には 13 本を伐採いたしました。今年度は公園で 11 本、竜田川沿いで 17 本の被害を受けた桜を伐採する予定でございます。

また、令和 6 年度に調査を行った竜田川沿いの樹木につきましても追跡調査を行いまして、クビアカツヤカミキリの被害が拡大していないかについても追跡調査を検討してまいりたいというふうに考えております。

そして、最後に 3 点目でございます。住民参加の具体策ということでございます。

クビアカツヤカミキリ対策につきましては、以前より広報や町ホームページにおいても積極的に住民の皆さんに対しまして注意喚起や周知啓発を行ってまいりました。地域の皆さんからの通報が有力な情報入手の手段でございます。いち早い情報提供がより多くの地域の樹木を守るための有効な手段であるということにつきましてはもう既に実証済みでございますので、今後も、地域における子どもから高齢者を含めた全世代の方々からの通報による被害状況の報告協力が得られるように、組織づくりの検討も含めた今後のクビアカ防除方針の更新を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、住民の皆様に対しましては、今後も引き続き、クビアカツヤカミキリの拡散防止の意義、正しい防除や予防の方法を発信をいたしまして御協力を呼びかけ、町全体が一丸となって美しい自然環境を守るための取組に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○ 6 番

ありがとうございます。

一昨年、その前の年あたりから非常に一生懸命、熱心に取り組んでいただいているということは、私もよく承知をさせていただいておりますし、私もいろいろ勉強会に参加をさせてもらったり、竜田川沿いで実習をさせてもらったりとかね、そんなことも一緒にさせていただいておりましたので、非常に気になるところでございまして、今回質問をさせてもらったんです。

やっぱり、かなりの老木、経年劣化というか、人間もそうですけども、長年

生きてると、やはり弱ってくるというのは、私自身、体のことを考えましても当然やなというふうに思うんですけども、竜田川沿いの、特に下垣内大橋の付近の桜木、非常に立派に育ったわけですけども、かなりやっぱり長いことあそこで頑張ってくれたということですね、もう自然に老化をしてるというのも現状あったと思うんです。そこへやっぱりね、この特定外来種の侵入ということで、非常に急速に弱っていった。それは、もう弱った体にそういった害悪を与えるようなものが入ってくると、それはもう途端に悪くなるというのは、これはもう仕方ないというか、もう防ぎようがなかったというのはありますし、主にやっぱり伐採をせなあかんというのは、弱った古い木であるような、私も見て回って、そのような気がいたします。

今守るべきはね、やっぱり新しい木、特に住民さんの御寄附いただいてオーナーになっていただく、桜の木のオーナー制度をね、竜田川沿いの木には、下垣内大橋の北側、そしてまた、西向橋の北側ですね、ここらでかなり多くの木にオーナーがつきまして、みんな、誰それという札もついている、そんな木がたくさんございますが、その辺りの若い木、これが今年、本当にきれいに咲いたということは非常にうれしく思っております。しかしながら、もうこの若い木にもクビアカツヤカミキリの繁殖が始まっています。3年ぐらい、その木の中に、1回産みつけられると、成長するまでに、成虫になるまでにやっぱり二、三年かかるんでね、その間に中の樹木の内部を食っていくという状態になっているんでね、それも若い木にも始まっている。

ただ、若い木はやっぱり生命力というか気力がありますのでね、その辺の繁殖の度合いというのは古い木より若干ましではないかなというふうなことも思っていてまして、非常に元気に育ってくれ、花が咲いたということは喜ばしいことかなと思っております、特に若い木を守ってほしい。注意をして、今も今後の方針のところで言っているような取組を抜かりなくやってほしい。

非常に、人的な確保というのでは、どんどん職員の減少もあるから大変な状況ではあるとは思いますが、何せ熱心にいつも気かける職員さんがおられるのとおられないのとで、これ全く違うんですね、何事においてもね。熱心に今までも取り組んでいただいていたということで、これはもう本当に、都市建設課のほうでも大変熱心にやっていただいていたし、住民生活課でも、もういつも気にかけてくれてた職員さんがおられました。私もしょっちゅう、今日は何匹取ったよとかね、こういう情報が入ったよというのもお知らせをするとかね、そんなこともしてまいりました。

やっぱり、住民の情報をしっかり捉えていく、それをどうやって収集するんかということをね、今、広報等、掲示なども含めて熱心にやっていただいている

というのは非常によく分かってるんですけども、本当に抜かりなく今後も取り組んでいただきたいし、町の並木道なんかはね、竜田川の、非常に多く散歩されてるんですよね。その人たちが、そこで私、成虫の捕獲をしてたときに、何してるんですかと聞かれたりとかね、そんなこともよくありましたのでね、その人たちにも御説明をさせてもらって、ほんなら取ったらどないすんねんというようなことも含めて具体的な策をぜひ考えていただいて、住民参加でやっていただきたい。

小学校の子どもたちにも、教頭先生にお話したりとかね、見に行ったときにこういうふうにといいうな話もさせてもらってるんですけども、子どもたちにも勉強していただきたいし、協力を、子どもたちってすごい熱心なんですよ、してもらえよう策を講じてくださいますようにぜひともお願いをいたしまして、これで終わらせていただきます。

私の一般質問はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長

それでは、稲月議員の一般質問をこれで終わります。

11時20分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時12分)

再 開 (午前11時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号3番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎議員。

○3番

議席番号3番、発言番号9番、岩崎真滋でございます。

それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告いたしました3項目について質問させていただきます。

1項目め、広域行政について。

新聞報道で広域行政データベースで検索とありました。総務省は、今年度、複数の市町村が連携して行政サービスに取り組む広域連携について、自治体が全国の事例を検索できる新たなデータベースを整備するとのこと。人材不

足で単独での事業が困難な自治体が増える中、各地の状況をごみ処理、消防、除雪など、具体的な分野を検索すると、全国の広域連携の事例が表示され、複数の自治体が団体を設立する一部事務組合や自治体間での協定を結ぶ連携協約も示され、また、地域別にも調べられるようにすることで、近隣自治体との連携を促したいとしています。広域的な連携を図り、主要交通網の整備促進や広域観光マップの作成、また観光特産品キャンペーンなどの事業を実施されている事例もあります。地域の発展と住民の福祉向上に寄与することを目的として、本町の今後の取組についてお聞かせください。

2 項目め、窓口対応時間の短縮について。

全国の自治体で窓口の受付時間を短縮する動きが広がっています。田原本町さんは今年の5月1日から、役場の窓口対応の時間を、従来の8時半から午後5時15分の対応時間だったものを午前9時から午後4時半に短縮しています。電話対応の時間も同様に短縮し、7月末までを実証期間とし、町民の反応を見た上で本格実施するか判断するとのことでした。

本町としましても、職員の働き方改革の観点から、職員の残業時間の短縮などの労務の負担軽減や人手不足の解消につながり、より一層きめ細かい住民サービスの向上になるのではと考えます。デジタル端末に不慣れな方に配慮しつつ、行政手続の電子化を進めている本町行政の窓口対応時間の考え方についてお聞かせください。

3 項目め、補聴器の購入費補助について。

難聴や加齢等により聴力機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある方に対し、社会参加や地域交流等を促進するために、補聴器購入費用の補助事業を実施してみたいかと思いますが、いかがでしょうか。

両耳とも70デシベル以上の高度難聴の方には身体障害福祉法による補聴器の給付制度がありますが、身体障害者手帳の交付対象とならない比較的軽度から中度の難聴の方々には、補聴器を装用しようとしても、それを助成する制度が最近までありませんでした。そのため、補聴器の装用率が低く、難聴を放置したままの状況が多くありましたが、近年、難聴を放置して児童の言語発達の機会を損なわないよう、また、高齢者においては生活の質の向上等を鑑み、自治体による独自の助成制度の整備が全国的に広まってきています。

兵庫県では、平成25年度から、県と地元市町が費用を折半することにより、未成年を対象にした軽・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業が開始されました。一方、高齢者の方々への対応は基礎自治体の単独事業で、令和8年4月時点で県内39自治体中12自治体で、内容は自治体ごとに異なりますが、助成制度が行われています。誰もが安心して住み続けられる、みんなが笑顔になる

まちづくりを目標に、町行政のお考えをお聞かせください。

以上、大きく3項目について答弁をお願いいたします。

○議長

寺口理事。

○理事

それでは、1項目めの御質問にお答えいたします。

政府は、人手不足が深刻化する中においても、行政サービスを維持していくため各地の連携状況をデータベース化し、簡単に把握できるようにすることで、近隣自治体との広域連携を促したい考えを示しています。

また、人材などの資源を融通し合うことが重要であるとの見解も示しており、今年度整備予定とされるデータベースも活用する中で、近隣市町とのさらなる連携の推進・強化を模索し、今後も効率的かつ効果的な行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

岩崎議員。

○3番

大変前向きな答弁、ありがとうございます。

私と見解が一致してるのかなというふうに思います。いろんな形で連携は今までもされているんですけども、今後も引き続き輪を広げていって、取組のほう、お願いしたいと思います。

この質問はこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、窓口対応時間の短縮について、御質問にお答えします。

近年、職員の長時間労働の是正など、職員の働き方改革や人材確保の観点から、また、オンライン手続の拡大による来庁者そのものの減少傾向により、窓口時間を見直す動きが広がっております。近隣では、生駒市においても窓口時間を短縮していることを確認しております。

本町においては、これまで、オンライン申請の拡充やコンビニ交付の利用促進、マイナンバーカード発行における休日開庁などに取り組み、来庁者件数は緩やかに減少している状況にもあります。一方で、開庁前後の準備作業や後処理により職員の時間外勤務が発生しており、働き方改革の観点からも、業務の見直しが求められております。

現在は、約 8 割の方が午前 9 時から午後 4 時 30 分の時間帯に窓口を利用されている状況も踏まえ、住民サービスを維持しつつ、職員の働き方改革をどう進めていくのか、継続した検討が必要と考えております。

今後、先行的に導入した他自治体の状況など、情報収集に努め、本町に実情に沿った窓口対応の時間について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○3 番

答弁ありがとうございます。

あえて言うならば、デメリットのところでは、時間が短くなるから、住民さんにとってはちょっとマイナスの部分もあるのかなというふうには感じてはるんですけども、私自身も時代の流れというか、働き方改革もございますので、方向的には短縮していくのもひとつ大事なことだなというふうに思います。その辺の住民さんに対する丁寧な説明も要るのかなというふうに思っています。答弁の中でどう進めていくか、継続した検討が必要ということですので、慎重に進めていただきたいなというふうに思います。

この質問はこれで結構でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の 3 項目めについてお答えをさせていただきます。

難聴が高齢者の生活の質を下げ、社会的孤立を招くなどの一つの要因であり、併せて、刺激の減少が脳の萎縮を招き、認知機能の低下につながる可能性があるとの研究結果が示されております。

そこで、社会参加の促進による認知症予防や介護予防、転倒リスク低減等のために、独自で公的助成を実施する自治体が存在することについても認識をしております。しかしながら本町では、加齢性難聴者への公的助成につきまして、まずは国が全国一律の公費助成制度を創設すべきであるというふうに考えております。継続的に国・県への要望を行っているところでございます。

本町独自の助成につきましては、前述の国が公費助成制度を創設すべきとの考え、これを基本としまして国の動向を注視するとともに、ほかの事業手法などにより、財源が安定的で継続的に確保が可能と判断できれば、高齢者の生活の質向上につながる支援として効果が得られるかどうかを検証する必要があるとは考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○3番

答弁ありがとうございます。

この3項目めについてはですね、6月12日に開催された文教厚生委員会において、加齢性難聴者への補聴器購入に町独自の助成を求める請願書について議論された内容とほぼ同じでございます。1,046名の署名についても、大変重く、私自身受け止めております。ただ、斑鳩町さん、三郷町さんは一般財源であります。年々回復傾向にはあるとはいえ、まだまだ本町は予断を許さない厳しい財政状況でございます。

そこで、平群町は、介護保険特別会計において、デマンド交通事業のように、相互扶助の精神により介護保険福祉事業として実施してみてもと私自身、今考えております。

児童の支援の在り方については、王寺町さんが定めている王寺町難聴児補聴器購入費助成金交付要綱がございます。そういったものも参考にして進めていただけたらなというふうに思います。

現在、私も介護保険運営協議会の委員を務めさせていただいておりますので、介護保険運営協議会において提案していきたいと思っております。

町行政におかれましても、今私が述べたところの検討をしていただきたいなというふうにお願いしまして、私の一般質問をこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午前11時33分)